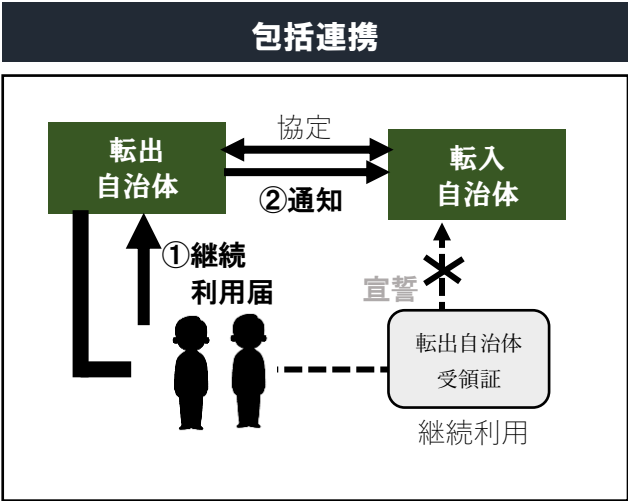


包括連携と自治体間連携ネットワーク

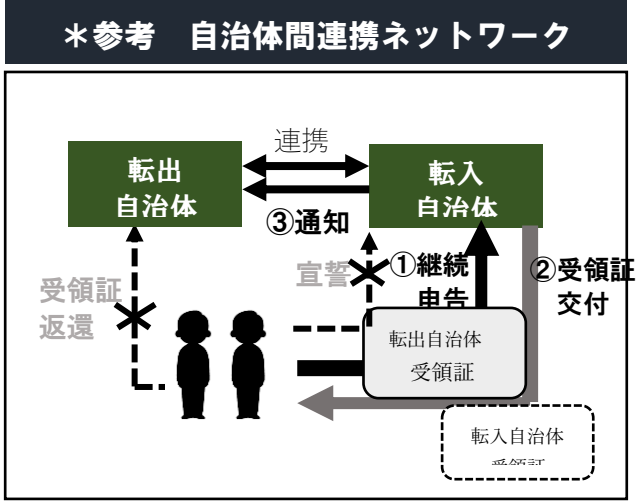
(福岡県・佐賀県・各県内関係自治体)



宣誓者 手続き	① 転出者は、転出自治体に「継続利用届」を提出
	② 転出自治体は、転入自治体に宣誓者の転居件数を通知

メリット	・ 転出自治体への「受領証の返還手続」が不要 ・ 転入自治体への「再度の宣誓」「独身証明書の提出」「住民票の提出」が不要
	転出した宣誓者は、「転出自治体受領証」を継続利用できる。
	協定締結する自治体内で提供される行政サービスが利用可

(全国の制度導入自治体との連携)



① 転出した宣誓者は、継続を申告。「転出自治体受領証」を転入自治体に提出
② 転入自治体は、宣誓者に受領証（転入自治体受領証）を交付
③ 転入自治体は、転出自治体に宣誓者の氏名等を暗号化して通知

・ 転出自治体への「受領証の返還手続」が不要 ・ 転入自治体への「再度の宣誓」「独身証明書の提出」が不要